

緊急事態宣言発令に伴う市施設の利用制限について令和3年1月8日
保健福祉局

市施設につきましては、既に、昨年12月26日（土）から本年1月11日（祝）の期間で貸出施設の利用制限（新たな予約停止、個人利用の停止など）を行っているところですが、緊急事態宣言の発令を受け、施設ごとの感染リスクに応じた利用制限を、改めて以下のとおり行います。

1 期間

1月12日（火）から緊急事態宣言発出期間の末日まで

※ 夜間利用停止は1月8日（金）から

2 利用制限について**（1）休館する施設**

いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター、おゆみ野ふれあい館

（2）利用時間の短縮などの制限を行う施設**ア 利用時間の短縮**

いずれの施設も、原則として18時以降（18時をまたぐ時間帯の予約枠を含む。）の利用（夜間利用）を停止する。

イ その他の利用制限

区分	利用制限の内容
屋内運動施設	利用を停止 ※ ポートアリーナのメインアリーナは、感染防止対策を講じた上で貸出
子育て関連施設（子育て支援館など） 観覧施設（美術館など）	利用人数、時間等を制限

（3）イベントや講座など

開催の形態により、中止又は延期となる場合がある。